

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組み（令和５年度）

・配分対象

以下のとおり、法人が定めた定義に基づき支給する。

A グループ（経験・技能のある介護職員）

当法人にて１０年勤務して介護福祉士資格を有しているもの。
または、それらと同等と法人が認めるもの

B グループ（その他の介護職員）

上記以外の介護職員

※ 処遇改善手当Ⅱとして、一時金として支給する。

（参考：令和４年度・・・A・B グループに対して３月に一時金として支給）

・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ① 処遇改善加算Ⅰを算定（全９事業所）
- ② 賃金以外の具体的取り組みについて（抜粋）

資質の向上

- ・法人による実務者研修受講に関する費用負担
- ・キャリアフレーム（キャリア基準）による研修受講支援等

労働環境・処遇の改善

- ・育児休業の期間延長
- ・育児短時間労働制度の推進
- ・定期的なカンファレンス（月１回）や施設長・管理者会議を実施して、各種提案を採用しやすい体制の確立
- ・事業所別に各種対策マニュアルの作成→責任所在の明確化
- ・健康診断に加えストレスチェック等、健康管理面の強化整備

・その他

- ・中途採用者の経験に応じて賃金・勤務シフトを考慮
- ・非正規職員から正規職員への転換については希望者に対して正規職員としての採用